



○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年1月23日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日  
平成15年1月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 東山道神坂総合研究所
- 3 代表者の氏名  
三 浦 宏
- 4 主たる事務所の所在地  
下伊那郡阿智村大字駒場468番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、古代東山道並びに神坂峠周辺の歴史・考古・民族・文学・自然を調査研究することにより、地域の教育・文化の向上に貢献し、豊かな地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年1月23日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 申請のあった年月日

平成15年1月14日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 市民活動サポートセンター南信

## 3 代表者の氏名

奥村伸枝

## 4 主たる事務所の所在地

伊那市大字伊那字通り町1丁目22番地通り町第一ビル

## 5 定款に記載された目的

この法人は、主に長野県南信地域において、様々な分野の市民活動を行う団体や個人及び新たに活動を始める団体や個人に対して、相互に情報交換し連携を取って活動の支援を行うことに関する事業を行い、自立した市民による人間性豊かな成熟した市民社会の構築に寄与することを目的とする。

生活文化課

## ○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成15年1月23日

長野県知事 田中康夫

## 1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画地区計画 村井巾下地区地区計画

## 2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び松本市役所

都市計画課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成15年1月23日

長野県知事 田 中 康 夫

1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画公園 3・3・7号 庄内公園

松本都市計画公園 2・2・26号 庄内西公園

松本都市計画公園 2・2・27号 庄内北公園

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び松本市役所

都 市 計 画 課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成15年1月23日

長野県知事 田 中 康 夫

1 都市計画の種類

松本都市計画地域地区（用途地域）

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び松本市役所

都 市 計 画 課

## ○公 告

長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第18条第1項の規定により、景観形成住民協定を次のとおり認定しました。

平成15年1月23日

長野県知事 田 中 康 夫

協定の名称	協定に係る区域の所在地	景観形成に関する事項	認定年月日
ふれあいセンター周辺（梨の木）景観形成住民協定	駒ヶ根市	建築物に関する事項 広告物に関する事項 緑化に関する事項 その他の事項	平成15年1月15日
名水と和紙の里景観形成住民協定	下高井郡木島平村	建築物に関する事項 広告物に関する事項 緑化に関する事項 その他の事項	平成15年1月15日
柳町まちづくり・景観協定	上田市	建築物に関する事項 広告物に関する事項 緑化に関する事項 その他の事項	平成15年1月15日
坂田町地区景観形成住民協定	須坂市	建築物に関する事項 広告物に関する事項 緑化に関する事項 その他の事項	平成15年1月15日
アルプスの麓・れんげの里 岩原地区景観形成住民協定	南安曇郡堀金村	建築物に関する事項 広告物に関する事項 緑化に関する事項 その他の事項	平成15年1月15日
「昭和の下町 本町商店街」景観形成住民協定	木曾郡木曾福島町	建築物に関する事項 広告物に関する事項 緑化に関する事項 その他の事項	平成15年1月15日
下山田河原地区田園地帯景観協定	上伊那郡高遠町	建築物に関する事項 広告物に関する事項 緑化に関する事項 その他の事項	平成15年1月15日
小原景観協定	上伊那郡高遠町	建築物に関する事項 広告物に関する事項 緑化に関する事項 その他の事項	平成15年1月15日

建築管理課

○公 告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定により、平成15年1月14日飯田市橋南第一地区市街地再開発組合の解散を認可しました。

平成15年1月23日

長野県知事 田 中 康 夫

建築管理課

○公 告

木島平村大塚沖土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成15年1月23日

長野県北信地方事務所長 小 林 一 美

理 事

新 任

氏 名	住 所
青 木 慎一郎	下高井郡木島平村大字往郷3153番地
池 田 清 武	下高井郡木島平村大字往郷661番地 1
駒 原 春 夫	下高井郡木島平村大字往郷1241番地
田 中 正 己	下高井郡木島平村大字往郷1391番地
本 山 博 一	下高井郡木島平村大字往郷4291番地
湯 本 明 之	下高井郡木島平村大字往郷917番地口

湯本 正 完 下高井郡木島平村大字往郷1748番地1  
 芳川 春 保 下高井郡木島平村大字往郷5725番地

## 重 任

氏 名 住 所

富井 隆 吉 下高井郡木島平村大字往郷1182番地3

佐々木 富 勇 下高井郡木島平村大字往郷596番地

佐藤 正 市 下高井郡木島平村大字往郷2961番地

小林 征 廣 下高井郡木島平村大字往郷1152番地

## 退 任

氏 名 住 所

大羽 幸 夫 下高井郡木島平村大字往郷1393番地

中島 剛 司 下高井郡木島平村大字往郷607番地

湯本 三千男 下高井郡木島平村大字往郷1894番地1

芳澤 豊 久 下高井郡木島平村大字往郷1416番地10

芳澤 長 弘 下高井郡木島平村大字往郷5734番地

宮崎 徳 博 下高井郡木島平村大字往郷626番地

本山 守 下高井郡木島平村大字往郷4282番地

高木 征 夫 下高井郡木島平村大字往郷3295番地2

## 監 事

## 新 任

氏 名 住 所

内藤 克 彦 下高井郡木島平村大字往郷2541番地

## 重 任

氏 名 住 所

尾澤 正 功 下高井郡木島平村大字往郷1023番地

## 退 任

氏 名 住 所

渡邊 忠 義 下高井郡木島平村大字穂高2889番地9

土地改良課

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年1月23日

長野県公営企業管理者 古 林 弘 充

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

長野県企業局ガス料金コンビニエンスストア収納業務委託

## (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書による。

## (3) 履行期間

契約締結日から平成15年3月31日まで

## (4) 入札の方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) コンビニエンスストア収納業務に関し、その業務を迅速に行う体制が整備されている者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企業局ガス課

電話 026(235)7378

## 4 入札手続等

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 平成15年1月31日 午後1時30分

イ 場 所 長野県庁西庁舎403号会議室

## (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けない。

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りではない。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要する。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

## 5 その他

詳細は入札説明書による。

ガ ス 課



○公 告

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、  
指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成15年1月23日

長野県公営企業管理者 古 林 弘 充

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社サンワシステム	須坂市大字仁礼1235番地1	平成15年1月17日

水 道 課